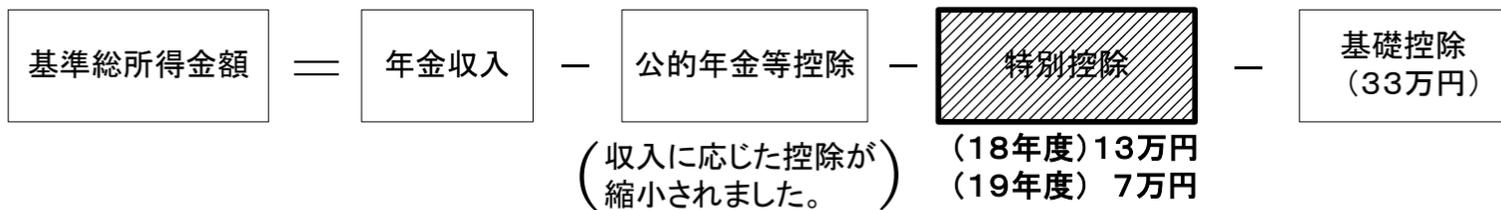


年金所得者の皆さん

公的年金等控除の見直しによる  
保険料への影響に対する経過措置について

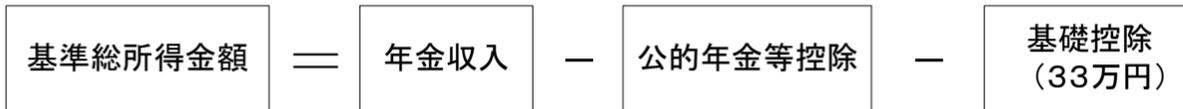
国の税制改正において、65歳以上の方の年金収入に応じて控除される額(公的年金等控除額)が縮小されました。これに伴い、国民健康保険料が増額となる被保険者について、激変緩和措置として、平成18年度から2年間、国民健康保険料の所得割額算定にあたり、特別控除が適用されます。対象は次の①に該当する方です。

① 昭和15年1月1日以前生まれで平成17年度に公的年金等控除を受けていた方



※ただし、昭和15年1月1日以前生まれであっても、平成17年度に公的年金等控除を受けていない方は、特別控除は適用されません。

② 昭和15年1月2日以降生まれの方



保険料の減免について

災害・失業・低所得などによって、保険料を納めることが困難なときは、申請手続きをすると保険料の所得割額を減免できる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

減免を受けられる場合 (◇は申請手続きに必要な書類です。)

1. 災害または盗難により資産の3割以上の損失があったとき  
◇消防署、警察署等が発行する被災程度の確認のできる証明書及びその他必要な書類
2. 平成17年中の合計所得金額が1000万円以下で、引き続き3ヵ月以上の失業または休廃業により生活が困難となったとき  
◇雇用保険受給資格者証  
◇廃業届(税務署提出の控え)  
◇地区民生委員の現在無職であることの状況確認書
3. 平成17年中の合計所得金額が500万円以下で、平成18年中の合計所得の見込み金額が、その半分以下となるとき  
◇平成18年中の所得の見込み金額を算出する根拠となるもの(申請時点までの給与明細書、年金支払通知書など)
4. 均等割額および平等割額の軽減適用を受けている世帯で、所得割が賦課されている世帯
5. 1ヵ月以上の期間、給付の制限を受けるとき  
◇事実を証明するもの(在所証明等)

注① 合計所得とは、それぞれの所得の合計で、各種控除前の所得のことです(保険料の算定に用いる「基準総所得金額」とは異なりますのでご注意ください)。

注② 上記5つのうちで複数に該当する場合でも、減免を受けられるのは最も減免額の多いひとつだけです。

注③ 減免が適用された場合、手続きをとられた翌月以降の納期で保険料が調整されます。

保険料の軽減について

所得の少ない方や所得のない方は、保険料(均等割額と平等割額の合計額)が軽減される場合があります。

軽減は世帯の合計所得が下表の基準に該当する場合に適用されます。この場合の所得は、保険料決定のための基準総所得金額とは異なりますのでご注意ください。

また、7割および5割の軽減は自動的に適用されますが、2割の軽減には申請が必要です。

なお、軽減は介護納付金分保険料にも適用されます。

■軽減判定基準早見表(世帯主が被保険者の世帯)

※2割の軽減には申請が必要です。

軽減割合 被保険者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減 ※
1人	33万円以下	—	68万円以下
2人	33万円以下	57万5千円以下	103万円以下
3人	33万円以下	82万円以下	138万円以下
4人	33万円以下	106万5千円以下	173万円以下
5人	33万円以下	131万円以下	208万円以下
6人	33万円以下	155万5千円以下	243万円以下
7人	33万円以下	180万円以下	278万円以下
8人	33万円以下	204万5千円以下	313万円以下

★2割軽減申請書については、6月中旬に該当世帯に送付させていただきます。